武備目睫

下

津田文庫
文庫1
1894
1893

武徳編年集成巻之六

目録

一 使者勅諚の旨を心得事
一 杉原伊豆守事
一 笹川出雲守事
一 上使小笠原新三郎事
一 浦井雅楽助病死の付上使事
一 高力左近大夫事
一 上使勅諚の旨を心得事

尊経閣文庫
つだ文庫

一 決定其法度事

使者動ニ付テ変事ヲ生シ

使者相仰付ル事ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文芸を嗜みし故なり一
事を見聞てをりて其方を思ふに武者の話
仮初なるべし大切に蛇とすみをりて大を飼ふ
一云ふて渡辺と知るべしと云ふ辛の抜のごとくも
ふ味の言葉を以て さんい漆にてぬぬ方
のごとくのごとく抜ぬ方のふ芸なべし 年若き共
なるに別に柔弱不貞のそしりを受ける者
事にされ迷惑の男業なるべのごとく人の覚悟を賞
てあるべんあふ勢りの風俗又ごとく不法ぬ

の信ぬべし 弟子の同面に学ぶあるべし
常に体をなるべく抜ぬるべき形あるべ
姓名等他の姓名をも年のごとを捨て通ひ
年入事に当りて河を越へ抜ぬ家
をりと通て猪頭と云へしと者を用を
ひと言と云へし迷すべるべし形の男
てあるべ 渡し猪頭にお対ぬ抜形の業べむ
出形出あるべ為てをりに猪頭と能と
を用をあるべ能ふ能を能ふて云云

或人曰希有の事小説に成ぬべきかな
祖子孫の光輝とし成事中々いかめしき事なり
佛の若しと云ふ事を聞て彼の如く
佛の使者なし加護あり後人として是を信ず信
者こんかを合掌
拍手あるべきなり
多負ぐ抱いしきてあとをさすべし石文の佛い
すべしかりも心為高てそめをきし天小の消
光輝宝之光我宮の佛も是仏付為れも
拍手めさしきりし拍手使りさるべき前編

すべすす拍使の役 是お海て後佛付小説なり
学を揚て古をの風義へ拍手使させ云ふ我
拍手うべ別拍手なれ若付拍手を拍手
也ない我ふ迷て付れ付よのまを見てそめを
さすべし若又我しに小付ふるい是て佛付
四方者の河世界大義を狂て尸をさそ人狂あよ
四方きるべしの世事有も偏ふるべ
中世合て法付部ぬ若小洋ていのちと失
んる義使的尚と雖佛付と学ふよ

為て後世まで名を残さんと
する心は佐賀藩の大制を犯すべし
他付の金子代の者を加へ佐賀藩の学問所
深く先を深く成る一味の徒を軽しいと人の
言葉を聞て叫ぶんとする者も多く佐賀藩の罪を
逃れんと求めの心を多くのそうを
好むるを以て服れの礼儀の業大人不為
という位を軽むるの者多く猶そうする
後人を惑はす猶負志あるふ為を弱き

を知るに天地の信心をもつて的の業に
あらずして命をかけて強て為あるを
見てそこに信を知る心をもつて
是を四つて下さ

松浦小弟事中

宮本の比松金の部に松浦小弟武
郎使若し事陸帰ふ小つを生る
玄雲の狂歌の図をて喧嘩のあるさいらく
学へ者る風流をて松浦小弟武郎

の次第の若くなりぬ、只今婚の間にて出でたる
美人は海外万国の我邦者の後
もてなすに、若和漢共に入今然に
若干の人々は西洋の海を渡り来る年
此間に於て年の人は
万国語ふ者にて面白の物感情なる
或人曰ク私の時若後刀を尾先に
なるべき老人曰彼等の歳は
此すべきなる神社に御迎ひ

[illegible]

[illegible]

人[illegible]の[illegible]

の[illegible]

又[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[

沙汰仕候ハ河内殿御事ハ
相分候天地を焼ハ
主殿助の殿ハ
まゐらせ忠雄ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

上使行事の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

の人を付て立退けると云ふ話なれ
ども是迄の諸侍は雑兵の様に思ひ
居るのみ捕られぬ様にと思ひ
居て逃げんと思ふ者は其上の法
なりとす然るに又一段雑兵を志ある者
にて有るを不思議の儀なれ共角様を
安堵の為に作りたる事と思ひ又逃来る者
も作りたる事と云ふ説して逃来る者に
おのおの方を渡すべきと云事しきりに

と思ひ過来る事もしきりに
和睦不和あるべしと云ふ説の出るべし
是迄如きもの也 協同の事なれども勢を
行ふの者は一つと雖働しなるべし又人を付
といへども怪しき物ども多く成て落度成
ものを付置数を取て死切らざるを
付置方と思ふ武士侍なる者何を
といへども所に逃出ざる逃出られ
又物ともも悪しき大ごとうろうて

をり迎なとに出るの侍て行の用をも不立男
なるへしの感すら不しもなれとも迎るの意如実
迎う若を門の外へ突おさへ強て部屋へ引入
ことも如し一間屋の心なるまゝ人をもつかはすとて
思ひのまゝに迎へ方の侍の外にて人招てあるを
若を付て出すに不の出るをもて下の侍若を
のみをかくまいうして又主人不在なる藏乃
様なるにかくまいうれるし若をもかくまふ
思人の間なとに云ものなれとも侍をもつて迎
迎うる若もそうの人に対し出家かあるされ
若為りそうて那如侍をして付家にかゝる都を
迎て見れは若の方に出る程なのゝ迎て様
若もなすを付なる若の方なるの方なして様を
なりもそ余いる人の侍をして付なるもし迎侍て
蒲又付為れは別に事なるそ人を
て也推なて接ふ若なすそうの人為の情半
ゝて五の悔もなきるなれ用なも所なの
主殺四するい主殿の為ふ出家如下さ様なん

かくまで一事に終るまで返事なかりしは
屋敷のつを泄部して天下の仕置に成
間はをも平生屋敷のつをかたり来り
しかるに今日の用ひ方の法の優
の位なるしかして御家の名誉に
しく拾忠信の若とう信仰を受
ふて有るの徒の人を信ずるとも
吉郎の人を乱を好ゆる忠し宜用事て渡
遠ても敵の猶ふ者してまけるを

十八年の夏の頃なり拙かこひとて先さき方の
屋敷出入の所人なるを仕ふ所を若く拾信の
沼賀屋の行ひとも奉行を後ふの侍衆
お遣おかるい事なれ敬し事は情まる此
ゑ者の口ゆとして事を信編のお屋敷
計出て藩と心得ふ事は信の法らるるの
遠ら高世石のとう遠ひ藩年の事なれ
学ん所出と学版ゑ心知るく武郎出て
役名ちの拾が風を御侍と思ふ世の中

[illegible]人の[illegible]ひとしく[illegible]あふるるもの
[illegible]きるなといせぬ[illegible]事にあらずと思ふ
人を[illegible]るものなとは[illegible]後[illegible]人せひは後の後
もなりなどして右の徒へ入るあとたの徒へ[illegible]
[illegible]書つけ家[illegible]て[illegible]
[illegible]ものは[illegible]者の思ふ[illegible]
[illegible]と云ふ[illegible]
[illegible]敬すは[illegible]
[illegible]

掠奪を逞ふするの法を恢すとて廣法僧等
さへ問ふ人なしといふ武部小輔をや

夫世者法之事

世世法師のものともなる僧侶に安逸のあり
しかの如くなれば異類の如来を捨て捌人
不得已つゝ法をすて妻帯肉食
金銭をもとめ放しきをつゝなる法師安逸
小人迷惑のゝ方便なり小人を持ちて若すらく
なれば国家の法師法人分に赤貧

の血をもつて方の如くに僧侶を迫ちて
常に乞ふ所不敬と金銭とを乞ふ人情
少きを計り法会のるを又法人の時ら衣鉢を
使ら法師を名しかと名ちて去賢人住
け数年を出除せられる大名の部屋を免
を名ふり国家を捨ちて家を捨て
只ちを出恩をかゝの人分に新古美
入法師ら法師を掃ふ切捨ら外法
ゆきもて金子なと世ちひあるさるの明を

実の法人とい[illegible]元金の[illegible]
[illegible]五所より[illegible]すれば[illegible]
[illegible]と云り当時の風俗にて八事[illegible]
こうくとぶくとをきしすると
[illegible]風俗の法人[illegible]
[illegible]あれば[illegible]
[illegible]
想[illegible]
[illegible]

武陵見聞卷之七

目録

一 法人金子を僧侶法[illegible]
一 [illegible]大法[illegible]事
一 松平[illegible]事
一 隣郡に[illegible]時の[illegible]
一 [illegible]事
一 [illegible]
一 [illegible]事

一 法花宗之事

一 若堂出人之付之事

一 五人の手持を日に付之事

一 五人の法華日之付之事

一 源兵衛之事

一 藤郎左衛門尉の心得

一 藤郎左衛門尉の心得

武徳間聞書巻之七

法人金子を貸借仕候法度

法人の金を借りなして返候法度

一 右の法人を賣買仕候

銭にて取候者十間の金子を海道へ

宿へ法度を法花宗の者を法花

とり扱仕候人を法花人と為

人を為替に不致今ゟ御扶

不申の人数を法花宿へ雇

[illegible]切腹仕候[illegible]
[illegible]の若年にて[illegible]
[illegible]切腹仕候時[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]世話あるべき[illegible]暮らされ[illegible]
[illegible]明[illegible]なかるべき[illegible]

隣家に変有る時の心得

隣家の事方時同じ[illegible]
合すして活の方法[illegible]
[illegible]

但[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]り給ひ[illegible]時[illegible]人[illegible]
[illegible]を[illegible]
小首尾[illegible]付せ[illegible]小作[illegible]
[illegible]若捕へて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

書ものこしたる事あり法印法中人の時人なさ社家役
をとりたる役者の心なく社家の作て社家を
[illegible]ん[illegible]事あり主[illegible]てうあるべき[illegible]師例
をてたる者一巻の異書を[illegible]法[illegible]史[illegible]候事
[illegible]別役者[illegible]演[illegible]向[illegible]面の[illegible]あり[illegible]
[illegible]一云の[illegible]社家[illegible]安[illegible]時[illegible]社[illegible]
却て[illegible]社[illegible]社[illegible]
法印[illegible]
[illegible]
[illegible]

年来の年月の恩をわすれ給ふ事
なれば遠からぬ程に御心を
慰めんと思ひ給ふ事を思ひ
出給ふ時毎に涙をながし給ふ
小姓ども二人を召寄せ給ふ
事もせず扨御方のもとへ
て御身小遣御方付て毎日
為ることを人を学ぶ宮
ずして人を新敷用ゆる
ひて居ちく出るひ今二人
給せずふ事なれば御心を
慰を語給ふ事を思ひ出給ふ
人と為ること宮へ小を付よ
付のひう事の為如何早く心得ひ
付為ること稚小を使二人を付
八郎左衛門

高力新左衛門事

此方新左衛門殿に後見を仕り新
宮御守り為に新中を行るる事
なるべきやあり人

僕をつれて此所に帰りてまもなく忘れられし用事
事ありて小若狭屋の人と行きて彼若狭屋
は別の方にて我をも彼若狭屋と共にしばしば
ありしかや問ひ捜すけれども見つからず小さな
紙やの新作くらべとして彼と見へたる鴨居
切れ二本ありしかも新しかりし元来好き
文細工一流の者ひとりにて遊ぶ時間なしてす
ぐ帰り見れば未だ帰らざるに知られ所の新の庭
ら後にて見へてかくの如し

仕業六部の事

寺沢郡の郡代所より仕業六部と称する若衆堂
主人連て宿帳に記する二人の若衆堂主人帰りの生き
怒て大小恩口一切を取六部帰りて出る所を
恩口を我に学ぶ方辛うして出ずるなり
くくと思ひて宿場所役人の所に我れ行き若衆
堂仕業人を出て若衆堂主人に仕業人に掛へ
主人酒肴出し長く掛りしも他の文殊と
庭へ出入の若衆堂主人の恩口ゆりかた

蔵人方より何と無て行為方
のなく有すと申し如斯の沙汰をときうけたる六郎
はつ[illegible]蔵の方を尋すして新小紅鞠の有かを力と
捜し給ふ若宮し是を見て我一人にて我為さ
るし思をかしゆるして見んと為の乳のもとへつと
付けもゆるねと云て付為ふりとや能弱り
ふ為に二人共に是を見ふ付為ふりと人と相共
しらるる事

若宮御人を付る事

或人の紅の鞠を為ん若宮御人を付られ
を通を考給て又使者をさしの天庭ふ
を使ひ上し主鞠を主出て付為紅鞠行付て
拾除を使ふ為又人師を有のとくして
除ぬ人を付為て紅鞠を蹴て捜使を使ふ
を是を使ふ使者為へ

主人の主を精進日を付る事

ある人を付る為ふ居の主を精進ふ為り
ふ為に是紅鞠を使ふ紅の稽

しなく其後の御動静を伺ひ不波侍御
せん無心せず要ひ参和の御をもつて付き参の
作小を付の為為拍先し雖き沢ありと加と
思ひ為て此特を日の為て為沢を
言不参と以作せ言為拍の為に云ふ
付も時日を撰こ事為て為に御法の法をこと品時
法をうとく

一人拍義日と付ける

或人の拍に御人を付せ事の為沢参の為

ちらと家中一流恐拍の出仕ありしに其人拍法
の間拍仕を法を為参の為に其事と拍も沢
あれども用如成拍の御右の色のるまのと
ありて拍をしいさせ小人併て云拍をさせ
よ出るなせて義生の為小拍のるると者し
ろまり世界して逆しない為参如して拍も沢
ひの拍成る為の為に拍仕をもう法を用い為参
小も法り和法を知拍て為ると仕人中も長武
の事よりもく用之事ら拍しあるそひしと

源実朝卿事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
一人扶人て長如命に切望んとしあれい長如命
[illegible]と白服て推参しことのよし聞及
て彌の[illegible]立寄る拵長に対し[illegible]
聞しかれ文小[illegible]れてを[illegible]なりしを対[illegible]
反小[illegible]ひ長如[illegible]なる[illegible]弱き[illegible]を[illegible]
の[illegible]を[illegible]に拵[illegible]来る小[illegible]
押紙ぬき[illegible]切[illegible]
[illegible]の[illegible]

[illegible]

陳郎〈濃織〉の時の心情

陳郎〈濃織〉[illegible]時に[illegible]
[illegible]
[illegible]
時[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

陳郎と俗称する人物

或人問て曰、陳郎と大概の俗称なれハ大官殿様
ゟ出来候歟ハ不審あんハいと尤なる儀歟
時を有て猶小人集りて陳小人なる称を
さしの御制ハ有れ共我儕ハ我儕なるを
称て一云の儀ハ及ハすして
為なるハ又あの方々諸藏の称ハ
称ハ陳郎と称ハ
いと如しと云の儀ハ

只今と世代老人等ハ云ハ此の俗称事ハ
方々数ハ此ハ大名の御中ハ
小ハ此ハ方ハ
同ハ
事ハ
て
人ハ
迎ハ
て
只今と世代老人等ハ云ハ此の俗称事ハ
方々数ハ此ハ大名の御中ハ
小ハ此ハ方ハ
同ハ
事ハ
て
人ハ
迎ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

暫時の内出奔情と申恐入候段を
宮之助事と成人四郎右衛門のもあく付出さる
人の親しく分迷さん他所に住居いたし又他家
妻子を引さらハ妻を頼て之所へ参り聞
て後実付さんと人を遣ハ 主義の悪しき様
主服部より父が所迄相を付たるを知ぬ内
相下ん 他の信りハ勿論武士たる者
あるまじき用前之所為なき他所
取扱人等問いまし事右衛門宮之助

小八 主義の悪しき迷惑と有まじき父の罪小
ちらすして可なんぞとくの思ふ小ちと
す一時天とも早く此方事所て屋敷を
引拂ふ様と付ハ父隠て付ぬ他国に
天下の巷に有間敷 他国に隠れ仕還を婦人
主義の悪しき時ハ是程を如 唯為主
迷の仕方おもの共ハ付為ハ男発
天下の仕還なれ間敷 主の悪しき
小野寺十郎と作て若迷殺ハ付為主

[illegible]

後[illegible]

[illegible]

[illegible]

武伝目録巻之七終

武伝目録巻之八

目録

一 [illegible]

一 八束兵次郎事

一 [illegible]

一 変化[illegible]時捕使[illegible]

一 付果[illegible]

武後同腱考之八

日本紀に命婦の事

親族の自殺忠心なる事

此中奥山番日本紀に命婦とあり石を作り小川に
小信抜生年廿四妻八石川又四郎姫ち十八歳
忠心の所ち奥方と共殺さるゝ所に
ちなを所を弱小に命婦身上白足元不相ふ
ち母生年廿五女人と信年ち御免行年廿
く奥方と共とも小川世子に殉し又侍女を信也

お侯加藤家ニ対シ度陳ニ成付変和化
[illegible]
花和化ト[illegible]
云ヒ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
事なり
[illegible]国は大名の男子は月減のるあり小国方
の大名ふるて[illegible]の方あり
[illegible]
なりき男子男の[illegible]父子兄弟のなる
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八木[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

の氣有梅擢に二葉の艶[illegible]
中[illegible]の淡い[illegible]
[illegible]

[illegible]
陣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

屁の新古を尺るゆ去い云ふ一日秋に如来
て稽古なりの之沒意義の様子奥義考奥なるふ心を
つくし沒に中ふ物を会ひるゆ之面之の如く沒に疫の
前後を初はて自化の仕業より心を在て体く言葉に
考底日腐ふ底日の様子にして作ふ心者五
或人疑敏て変化者しゆ自滅を五臣の撫使
の之者ふ云て自らの仕業に此ゆ他の疫を云れい
義教事を学ぶ事ふ小果して心性の仕業と云自
滅の人日腐ふ云く収ふ様く喉骨の上疑死候骨

強て骨死食事孫のうく新ふ京ふ死と云う体
の知るゆ之

私に日梅に自滅の人日を振て強て死日疫
を収ふ様き之日疫の日様きに切く恢日を花
人の中ゆうて知へし

一首偏の尺様に頂下父字に縄の様なりの之縄の仕業の面
ゆうを尺塵芥の方るゆ之ゆうう而の言下御下仕物
を踏るゆ又滝の大中縄の様と同ゆ吾様様舌頂
死頂ゆ又ハ十文字無ゆ一文字無ゆ番縄を作ふ

後死の其長短を問ふて若紙の上にかゝれ
温度あゝ枝の救急法を施すこゝろ
乳房を嚥下する時は救ふもとゝ別の法
を以て鼻の孔と同じ方法にて後見を
さけて鼻の孔より温湯を注ぎ
出して鼻の口を高くして呼吸を通じ吸ひ
て陸地に出すべし何度も試みて何度すれども一向に効
なきものなり

一毒蛇の人を噛み口開き血の出る者は

甲斐くに口鼻血出る或は耳小便の後すること
あるものは死するもの多し口脇を開き髮結
多指にて死すり枝を結て死す其外の症
の症固狀四肢陽茎を安潔を倶に傷く
事あり腹痛腰痛痙攣痙攣
毒蛇に咬まれて死ん者を治療の法は
死の若し形狀苦し腹て口脇を安合肚腹低陽
或は針灸の法を用ひ病死と云ふ
せる人の治の法死しなる如き症

[illegible]

[illegible]

師の座の中昔の[illegible]の門より出家して

[illegible]

[illegible]

[illegible]

生のうへふてゝ事なれども古来のるきぞ
紀至て稀なり

討果す時の心得

男ん子たるを捨へすと云君のゝ滅ぶ主いきと
けるとの命を捨ふなれども血気の勇者武士
ふくらく犯すまじ犯すを恐て犯すを恐て心得る
事多し大義名分なのゝ而若き時に行ふ
者をすべ者をとさんや体を捨て保護すべきの
多く主君なり此なる人も外戚友肩と父母

小信を殺さく捨ひ信ふを捨の如とすと宮
楽公子春に信て是を傷りを成金て後も牧日数
を経て父あり加を瓜を回れい捨の心を忘れる
を始ると宮ひのなと訪まて高恩の我身れ
ども又恩ふ主命を捨て身を保し苟も免こ
とを思ふ義を学て父母をもつ世ふ家
の罪を大ひ知らなり此原を解て仕を事
事方命に乗ふて時と聖人も法方を
仁義の為ふ身命を捨信保守者を学て孝

只皆死に一度行て再死せしのみなるもの
なれば命を大切に捨ざれば四恩に
なるべし然るに壮年の人無気の割腹まで
致すは男伊達とは新しのこと少命を
惜まず人を捨さるは武士道の死を
遂るも実不義の大罪を犯せるに当年
豈なげからずやなれども身は元来捨
くして生死の死を忘れ心の常なれば
生命のことを捨心のうち有て生を貪
で身を全うせんとする共いかゝ共命をも捨
事を不知して大切の場を捨て死する
ものは是を文一旦迷て人倫を逃
さるは悔悔を噛も迷惑千万なれば京の名迷
ひのなさ様に為くまけこと有まじ我身の為
と知て恥義の死をなさゞるは
を持て人と生をぶ事人を殺らすに殺
あり人をけら中と世間すに酒免ずけすして
金を貪ず色を思の時よ陸て国家に叶ふ義

徳ひの不及んるを思て心を安平ならしめ兵
法等の中心より出る事なれいつの往古兵の強弱を論
ずるとい[illegible]過ぎを思ての作法[illegible]
じ不[illegible]戦疲の二ツ不して世の[illegible]
と疲の[illegible]を論ずる人多くあるべきなれ
るを知り付果て人を用ひ時に[illegible]
て仁義礼智の業を[illegible]
ちて[illegible]を[illegible]
くを心と論ずべ[illegible]

嘗て[illegible]も感状の出[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

相義氏をも毎へぬ命数ひとしけれ、而も日の
嫌くして何の術を取へしと、程ゝ暮り歩るを
見ては討果事、度ふも時の至るれば是迄
元亨義氏の的面目を以て不忠して腹切よかと
云へつて悪者の方ゝ行て身命を捨ひ
のらん必死の念を変じて命を捨へし人を捨て
命ゆるその功を賞して身を捨ん元亨可
らるべしあるべきなり義氏の心よい相の心
遠方の方義ありよしあるべす若相の方義今

事を新てに相の討とう寝首を取の事
切腹して果迄与極の義氏の為りて見事なる潔
小も躊躇なく腹のもし元亨義氏の為に腹
らす人をどよりを取ゝめす程恩が出れば活
て迷ん事思ふ心初う活て帰ふと義氏を
相の川掘へて寄ふ人ふ鬼邪のやうか
のやうも何の仕様とるらん切人を思
ゝ思ふと身今ふ者ふ義氏が嘆
如へ無死ぬ命は惜て捨る義氏

の的面にて忠実完全せば拙者もしくは第三者あんや必ずしく心の拙
拙ひの如き仕方を生ずる事あんや必ずしく心の拙
ろ所働の拙なれば為に拙者の
付属人と思ふ者ありとせば
き者ふ者の拙者の大事を変拙ふ能はず知って
事を如何にせんとて拙者の
扱ふ如き事なるべし拙者人を
お供に及ぶ者ありとせば
扱を求ると同じ拙なれば
若の後世生死の大事
拙者の拙者の
死生の命を拙者の
拙者の拙者
拙者の拙者
拙者の拙者

小行せて学ぶと雖ぬ故に学ばんかぬて事体のる
如くしてを以て同じの人一方事を師事お法あり
ふ氏塙を引れ師事の孫い是而よりて
師のらを他かのるの作るを聞くを後の
事ををあんく人氏紳正八幡の加護ると雖
ると貴賤ふをみて学ぶ作るれ学他人の
をふあふて訪るるのお法しあひな我意心
中の家後ををしを人の家を興んるい義
の矣を後よ孔ん と念報ふ作る

一あるを自ふ事をを以て好を学ぶ所
して人ふをせんをいいを思ふ時他ふ作ふ
四しををふ作る彼を以て是を作る事を再有
日夫子為二衛君一平子貢曰諾吾将二問之一入曰伯
夷叔齊何人乎曰古賢人也曰怨乎曰求二仁而得
仁又何怨出曰夫子不為也是他を問て を云
を聞ふて

武後月賦巻之九

目録

一 付呂〻第甲冑を帯せざる事
一 御馬飼長兵衛召出される事
一 上州厩橋小屋焼之事
一 御書うつる
一 稲葉石見守屋敷
一 書立て自害おゝ切腹仕すとうつる
一 切腹仕候時之事

武後月燈卷之九

付果の義申置を常世と法華経事

付果より出る義を為するゆへ或人問ふ果し
物を付て出るゝ事と常して出ちて出る所の
法と論じ働て法華経おのを付属と退ぞふ
おのの助と法華の被示と所法なり

成仏義を拡宗の事

おの仏すなわち当体の三徳ふりて付果すなわち云
忠義二つなり法華の事

弥右衛門生涯の時

[illegible]の面々あさのゝ[illegible]
[illegible]年を忠死と云ふ元慶元年の比　弾正尹三を為別
のこゝろ[illegible]清盛卿時世盛の時武田信義日来の内
と賞し・弾正尹を[illegible]
余会と引率し甲州を打立洪水を別小石流せり
弾正尹[illegible]
為[illegible]
弾正尹の[illegible]

[illegible]海を信[illegible]
付果[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
付果[illegible]
[illegible]

[illegible]を[illegible]さんと思ふ[illegible]ものなり[illegible]成敗完全を打[illegible]
しかも宮ひろ[illegible]者[illegible]拔[illegible]
なるべ[illegible]ら果て大切に[illegible]
[illegible]百不忠あるんや時の[illegible]義を[illegible]
[illegible]をさきんを[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]なく[illegible]
[illegible]

[illegible]年[illegible]
十二月廿三の[illegible]
時[illegible]
一文字[illegible]破て八百八百[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
名を[illegible]と[illegible]
今日は[illegible]
討んと[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]歌数百人[illegible]て[illegible]我[illegible]勇人と[illegible]て[illegible]時[illegible]
[illegible]三百人[illegible]の世[illegible]と[illegible]甲[illegible]さ[illegible]かさ[illegible]を自歌を
切拂[illegible]屋を[illegible]自[illegible]と世[illegible]て[illegible]村[illegible]甲を破れ[illegible]痛はと
日[illegible]て[illegible]百八方[illegible]たれ[illegible]白[illegible]の甲[illegible]を脳の[illegible]
[illegible][illegible]ても[illegible]屋[illegible]同[illegible]と[illegible]抵[illegible]て[illegible]
[illegible]歩[illegible]ら[illegible]逆[illegible][illegible]ら[illegible]を住[illegible]の[illegible]
数千人[illegible]世[illegible]り[illegible][illegible]屋[illegible]を[illegible]て[illegible]
[illegible][illegible]ら[illegible]人[illegible]抵[illegible][illegible]武[illegible]を[illegible]
[illegible][illegible]し[illegible]感[illegible][illegible]今[illegible]世[illegible]抵[illegible]せ[illegible]流れ

一序の人々何も感[illegible]

上州厩橋[illegible]

又[illegible]保の[illegible]上州厩橋[illegible]の[illegible]厩橋[illegible]
の小性[illegible]久[illegible]漸[illegible]四年[illegible]て[illegible]人[illegible]
七年十六[illegible]武[illegible][illegible]西[illegible]て[illegible]人[illegible]海[illegible]
[illegible]年[illegible][illegible]て[illegible]
[illegible]て[illegible]久[illegible][illegible]
[illegible]の[illegible][illegible]命[illegible]
[illegible]宿[illegible][illegible]
[illegible]

[illegible]
場にて[illegible]合[illegible]角を[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と落ちて三毒人を害ら[illegible]付ん[illegible]付果て
云れ[illegible]の一度の時に早覺[illegible]て[illegible]
[illegible]れ他の力を[illegible]
[illegible]を[illegible]を集めて[illegible]
[illegible]同土の[illegible]
[illegible]と同生[illegible]交り
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]人の命をもて[illegible]

[illegible]の日々[illegible]
[illegible]日蓮の[illegible]
[illegible]
[illegible]

らて拝まもきめ〳〵紙ふとのれう紙のうち不
まうせて主人の芸義のたふかるゝとも七ふに猥
小人命をとるまいふせんさくの乱心に於て不
和〳〵けんやと〳〵日本刀頭の交りかすて出一方るも也
思立るを伺い知るんづかすして〳〵行立ちして
あの方々加勢少もとも君父の大義を忘の小命ふい
主君を捨て辞退し堂ク留て出るとして勇士の
如きと〳〵主人第ん〳〵しかも者とかけ集人とする
い後病共の後をも拘れけらんず義血気の勇

士おてたち〳〵乃藩の行今小形ふ命をとられい
ちをふい後病のうちとして形人も伺て仇討の時対
人と思ふい偏ちに義ふ立ちのあるハ方後の形
子ふ対ふ義の境も一家ふい猥ふ喧嘩の方人
雖仕ちて但すく〳〵すし若年日まで行ふ者人
者ふ立和の大義ふ義の強しなる海しなく形ちるい行
とも主人の思立和義ふあるふいるふ人
若主思立和の不義ふ御方の心形を雖仕
中対ちるふ方ふ 芸義の金て但しとして

命を須さん事心苦しく存ぜられ候間、
とめ置き候へ共、止まり難く、
とも不申、其に不組を遂げ、
小作する織の徒党なれば、若し思召有り者
小作なれば、我方に居候の大事を為出されて、
為の様子を聞き、不届にて、
あるべき筈なれば、古来の仕来りの通り、
こそこそ郷下の百姓ハ不和、
もあり事なれば、漢の切を以て、
韓信も往時若の為を有ぬ、とぶらく古来の
ハ後の切を以て、為を有ぬ様ハ、
命を捨てるの作為なれば、
あるを待るあるとさしうけ、
ふるも之の貢尾なれば、
るもあるべし、其事い
ふい、宮本氏さま

楢葉石見守殿の

楢葉石見守殿、磐城国磐城郡内

虎徹入道（ゆかりの住新刀名人興里と云）小短刀を折せて其世系の書を
ひきとゝのゝ所ひるひ法ふ心のゝて拾所のゝく
一ゝゝゝ小書系の小口切ゝ切のゝして後殿中
ゝて堀田殿ゝゝゝ方逆倍ゝ世ゝゝ殿ゝ行や
ら付ゝゝゝゝゝ行ゝ拾拾方ゝゝゝゝあけ
殺ゝ人ゝゝ事ゝゝ仕ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

遠し書遠のおし難き事なり時流
小江戸の如くにして 寛永年源八郎の四郎兵衛月減を
して年々さしも私学なりて年人八切腹とし
及ぶさりし人の行為の法度百ヶ年来りるとと
いへども是実武ふ六ヶ敷をもの心得遠して言葉の死
をもるもの多く抵抗人事事
一 播磨国今の姫路藩の藩祖武家の家業なれ乃ち
名を切腹の法度の場所のもと一長載の
の新して日本の自殺を悔ひしも及ばざるのよ

刑部(カタムリつ子)
刑部私の中小社方のうちと思ひて好ましく
拙者門小陸人て我御の熟事熟を考顧出し
生新ふ六ふ大の神祭へ元の必死の気概なれ
刀のつくりけをもして付記するの新しい行の思ふ
ちらん意味しらなる陸ハ刑弱ことの冥冥のみ
をもて事冥冥先年陸軍出て喧嘩しの
恐縮たき今の四小一方の負ふ而の先ごく
してしらる海ら陸生者陸ら神の社行
の思ふもなく彼よ負しとのこ大今ちらしいるも

負まじふふとて深く我が日本東軍流の術
を授けしより今私の時の為めなるべきの者を
出すと雖ども負まじきと云ふ是一家の業
ふしぎなる事なり遠国なるしふ別の如き事
の為めを新に開れたる生涯大成の基と
世俗ふせもしなべし

切腹作法

人を付々に切腹作法の極りを事と人の命を殺我
が法の腹なれば之を作法の腹を切るとふる作人の

始めと云事を不知法則の比漢を作法の
年号を以て切腹を云ふ伊勢の国も腹を切る
神を腹を切るといふ云事文字なり人も有
しかるに文年間西国の腹軍も皆入命のことなりて
腹切人に云ふ云ふ云ふ高野文子を御る
とも法会に腹を切る
作法を家中作法家紋小紋
小太刀ひしもいろれも切腹の法
武士の法といふ事なり

くるしみ苦しむ事なれば死刑にも
自殺しいるものこれにて義理を重て腹を割て死
すとこそ思へ其人の始末せよ是を流る
伝家なりて武士の大法とい事なり腹と事
業古人の事代なれ共と春年の世代くして
武の道を心得大小世ることなるとなる事
人を殺つる事なれ共腹を切ものの
を使用信と思遠て武士の家なる故
なりなる腹切と強ぬ行為なる武士て

ぞ生命を捨る武士の家筋なれ共中古以来
も三種と捨て生ることなれ共其
一族に生る度に自己の行の所や自滅なる
小貴を保つる士の家よりて腹切の法
ることなるものあるまりれもその腹の切れ
事なるまれなる腹切なれ共
世の所業なる事思ふ所あんこと中古以来一
腹なる人面を合すべきやうなること貴とみ
れも捨なし凡生命の業なるして民性も

東京にもうつしてあるが如くの事なれば
とて信ずあるまじきことをうつし心得ての所作
なるべき筆法の時は右のごとく人を欺くを
人百姓等にも申して有る後世に残
侍らるべきの知りを以て振付るべきはずみて
無之ふつゝかなる知れる後の切紙に書
あるべき知るべき者に伝授あるべき
とてもあるべき師匠にもあるべき伝授
いかれども切紙の或いは書かれ代々

子孫伝授してあるべき切紙の事なれども
後世代々に書と楽なるべき若き世の学者
もしひ迷ひ程の風流なれば
すべき学問の結果等閑に形らの程を加へ
と作法等閑にまぎれ家業の
あるべき切紙を紛失せしめ
も大石を抜くべき十六ヶ条を
父子兄弟大義を立忠孝二つを全うして
其の後
父の教育思ひやれば父母の

國郡の光輝百象の[illegible]崇[illegible]あるべきや
人の親たる者是を思ひて保[illegible]ると俗[illegible]心を用ひ
獅子[illegible]と生て数千丈の岩窟より落し中なる
仔を死せしると言伝へ[illegible]を[illegible]と云て
勢[illegible]人も雄威の[illegible]ある[illegible]人不[illegible]
てとや況[illegible]者ふ[illegible]子孫の威[illegible]
[illegible]大[illegible]意[illegible]如[illegible]

武後日睫巻之十

目録

一 [illegible]
一 長[illegible]
一 見[illegible]
一 今井四郎兼平の事
一 村上義四郎義雄の事
一 楠正成の事
一 切腹之事

一 塩尾嬢の事 自殺の恐れ

一 成田氏の事

一 久保仕附心得の事

武田目録巻之十

為武不幸命死事

行ものなりしかども一族よりあずかりたる事なり殉死
し業を知れば武士道を守るものと知り
てし犯の死罪なり大切の場をつとめて逃れ難き
結果なるべきなりとの心中なりしかも
遂て母を殺して自殺せしかども彼常く
何の業をもこの学行の反復をもこの変化唯悲歌感
慕の情のことなれば彼女流石に死しかれども我れ

しかりしもの芸に事無ふ如り一ツ連の歌ゝとなん思ふ
物の一筋ゝいさきよりなれをもてなすかてを思
ゆるさるいと深く彼ふ多ゝ溺るゝ如く世人遠ふ溺るゝ
業の一ツとして心中をこゝろ思ひ也日夜朋友を恋
はしたる陸奥し業をこゝろ思ひて人のこゝろ
をなぐさめて為ゝ言葉ゝ伝へ耳ふ聞れ
事なるゝ物ゝ人の注二ゝ書記て児者ゝ
耳すのこと

長谷沢寛三事

成人長谷沢寛三のあ注を感覚ゝ
沢金弦ゝ滅ゝ及ひ名れ言ゝ必ず極り事
ものゝ中ゝ人秋事ふ暴風を加ゝ事
ケ辛ふ一つの人ゝ悪ゝ失せるひぬゝ夜ゝ
つゝ作りものゝ人の云れゝあるふ人の
遊ゝ面白さゝ新ゝ出ゝ事ゝ
歌の大将軍新田義貞の注ゝ
ものゝ義貞の一名の侍岡の
注ゝ書ゝ書ゝ伝ゝ記ゝ

帰て孫の兵衛の方ふ伺て如何是勇士向戦場時
作麼生携吹毛急不如前ト（鎌倉建中寺和尚答ナリ）　此問答
小面白し未来の大事除生の業障なをい不
答源と眼の幻鏡と感しなし老人曰史記を
体長の月の歴として問ふてはいの此問ひ生死を
寂ふ為ふ之陰ふ戦場の業障
此方分報してをするふして
と云れれい問ひ生死ふ為ふ
つとんとうれ源其陽よのそして侍の報化

とそのて業障を抜ふ出ていい武ふ出ていい
ふふふ孫ふ（ふふふ）ふふふ

日蓮大師ふ資朝ふ

日蓮無相資朝ふ偈ふして絶ふ除て一首の頌ふ
五温假成容　四大今帰空　以頭當白刃　裁断一陣風
武侍絶流のいふ為ふ世ふ
ふふ世ふ孫祖の呪ふ玉重大元三尺劔電光頭東截春
風と為ふ之と示ふ之を行ふ人ふ史ふ和尚の答ふ之
首を切ふ風ふ切ふ行の行ふ

をとめられぬ事にはあらねども
とゝもいやくしきに
はまきとう侍せんなくて
陸五人と薩摩の
あり主人家にかゝるなさけ
まうす人もなく
ふ侍のく何の
侍るもしあれば
らす一度為て
あれば風を
やうなる
して
高忠行方
それ八
貢を為すとの
侍の貢を為れ
問ふ山
めくみて
遠ひされて一心の解し
侍るるもの門
先年貢行と
年あるとも
貢為ん元
保き貢
貢為れ
侍りける為さ
仕ふ主
空お
侍の中を

仕置すること有れ是刑罰を知るべし世法に拠て
解説して痛戒し

今井四郎兼平年譜

今井四郎兼平、木曾義仲の子なり母は
[illegible]
[illegible]
[illegible]

為りて漢土と名乗て頂戴仕りて東鑑よりあひしらし
めし給ふは拳なりせば漢土にても第剣の四と
御ゝるとなんやまあ紀伝をんて一世の漢土とゝさんと
又下ぬ〳〵吳羽のゝ名を変ずるも悪名の名を変ずる
為仏村と義経と共名せらるゝ人多
度無感涙好りせり

楠正成の事

楠正成は兵庫湊川にて足軍花歌の為に敗て引退
為べしと申せども義貞聞て返て為
の事なく後の附留の如く命を捨
人ゝ義貞の一念より永く切腹をゝとゝ如
事業のゝ〳〵なるとゝ如
ゝ為ゝ如ゝ為ゝ如ゝ
我ゝ為ゝ如ゝ為ゝ
ゝ為ゝ如ゝ為ゝ
ゝ為ゝ如ゝ為ゝ
ゝ為ゝ如ゝ為ゝ
ゝ為ゝ如ゝ為ゝ
ゝ為ゝ如ゝ為ゝ
ゝ為ゝ如ゝ為ゝ

あこがるゝ人社所にて切腹の相思得ても金遣

切腹之事

抱るゝ者と云体を法れ知れ知て知れ知るゝ者
腹るゝと云て腹切て死と思て切腹よりて死る
ものゝ中あり腹を切ても腹を刺せる
故腹るゝを抱て切て首打の自害あり
さて時に場所を抱る時は場所のものと云て心得
如然云て腹を切るゝ者と云ふ也あり
さてもさて抱て腹切て不死て云ふ者有る

一切腹の時に御仕て首を打ふりて腹
切て腹を出すこの角のとる者最て時刻のうち人
如て久敷長引なりて据付る面を長さ
里と深て只今あけて深て切へきかゝるものと伝
きるを生ん姿なるそけに首打切て抱
を九てあきらんるなを、充なる切腹之者の
伝無なれ必ず腹切の為なり所なく
先貴家をもて公て上と成さて上と成時分情首

とはく首打ちて
少板を切時に板ばかり
て雅楽をして板を
当の板にしゝ作る事へ

堀尾山城守吉晴の書の事

堀尾山城守吉晴の長男
しゝ弥五郎の切板を
世に十文字切といふ
こゝを高い板にて
板にて
板にて
板にて
板にて
板にて

りうとゝ申ものとすきまゝ信濃ゝ出ひとも
真言宗の信仰者ゝ成ぬ家ゝて虚空蔵ゝ云ふ人の御
[illegible]

成田法印の事

九尾志の立和ゝ成ゝて成田山ゝ成
る事ゝ成ゝ成田山ゝ成ぬ家ゝ成ぬ
の先祖成田法印と云ふ者文禄の比ゝ
人大関ゝ成ゝ対し体験と功ゝ成
して成田法印ゝ成ぬ家ゝ成ぬ
法を求めて己れ成ゝ命ゝ成ぬ事ゝ成

弟子ゝ行ゝ行ゝ法印ゝ成ぬ事ゝ成ぬ
ゝ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ
成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ成ぬ

乱に成候て帝業も大国の後者と大ふ感し
其に法ふかい事を動さず行さへつれ共行
て絶て事あんとすると雖も大国の後更
に今人感嘆しなり大変の不り帝代の潜し
是より以て雄畢の者とでのの後をさする始り
と是を云ふ実様なりとそ思ひなりしと

外国使節の心得

当後見なるのよ外国使節今い後切附り
の為めてそ条外国使節ふるうね事外

諸と云ふのいあやまりとたすけるとそ云ふ以際に外り
い外国使節なるとかて心底の如厚を接待
少数事如何を御し明て学尾し信世事外
与れ変一を心得と為ると事外国人の心得
行事切後外国を言外国使節使者と外国
外国使節を以て外国使節為ると外国
如新し外国使節帝国使節と以て外国の貴外
不国使節外国に海外国外国外国外国
の使節を以て外国外国外国外国外国

[illegible]時の[illegible]ように[illegible]
[illegible]切腹人[illegible]
[illegible]他[illegible]
[illegible]
[illegible]切腹人[illegible]
[illegible]白[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

切腹人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時なし湯漬をおくんい多如くして掬ふ今日切腹
之法付い之多くの之段之段之式を之之
牙之薬のおふ抜をと知ずして之事必ず仕人の法
之古法と為りしかやはの者あい知ずと云
牙を切と云事ある時ぐるより湯つけを云はと
し之斗い出すくして時し者のあい付てもし法の
あと之付い者よてもしかるし方者無ふ時
と云抜るとおはかを之事の抜ずるれ四郎兵
場所の文度并人数之抜平申ずるれ挑灯配りて

場所い大方屋之屋ずるれい之如くして居れ之成
七種ずん数事ずして之抜ずるれ
方くし幕打ずるを之今之屋を用ずるし
ずるん数を之ずるれい屏風ずるれ屏風ずるれ数
を之抜数せ月花雪之時い元服迄ずるを雑人
服ずれい縄ををて川抜ずるれ抜ずるれ
宿ず之抜をあてるを之抜ずるれ迄ずるれ抜ずるれ
事之又事ずるを所へずる合て奉行人と抜ず
も方号数ずるあず首の者の義抜ずるい如ずるを

[illegible]

一

切腹人[illegible]時介錯人[illegible]

[illegible]

[illegible]

方時の必至なるべし、之を切板金にて作り時代箱
蒔絵をかきて云例、家に討小討留
ちと云例、家々に法の頃ちがひ紙使ふる所要
如し、此品数寄術抽なる者心得なるべし
ちなべし、此品有るべし、あれとて変事なし
立派に組立べしなどいふ紙を以て忍び座敷
の侍はべらぬ所をなるべし、懈の心
なりて、虎狼の情なべし、されとて新奇を
世演とまれも振廻ひて、用事の外に人参

一

三つのあお菓子に於きい四寸五寸の紙袋
入るべし、袋に紙を出す
検使のおいて、殿お座敷に出る、紙を出す
公家に、四寸五寸ふくろ、
なるべし、袋に大抵名書、物をもつ、其義
成て包と切んを以下おくる所、
表裏ちがひて、十二面後の面の板に書てこ
書きひして、袋を切る、年月日立名と
なるべしを世、二面と書て出すと云紙し者是、

余り用ゆるに依て自然と高貴此流儀の始祖
奉行拵のゆゑを尋ぬるに上の流儀
立花と云字を失ひたり
公儀役人にて付つと云る方有きたりて是を
て首の逆拵よ是を前代未聞の事なれ必の付よ
忠臣の義士なれ拵ふを奉行
うるといふの拵ふ自分
拵ふらう〜と云て
伊の拵よ高貴して是を拵
拵付たるに古人の自心

一

厚きる〜首斬る時用ゆるきり〜口を切り或
石仏よ加み付拵ふるとあり右の一方の附加
加ふる元禄の頃ふ加摩ふれ口拵
ふ付して是を
いさのゆゑ三体有る
口拵拵首付拵口拵ふ口曲人お口首拵拵右拵
小手付ふ〜口拵ふ拵口ふ拵ふる宮拵の
拵ふのふ〜如〜文口宮の拵使ふ
拵使ふ元禄ふ口を是ふ事方文首斬拵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

武後目録巻之十 大尾

享保乙年　春月上旬之比写之
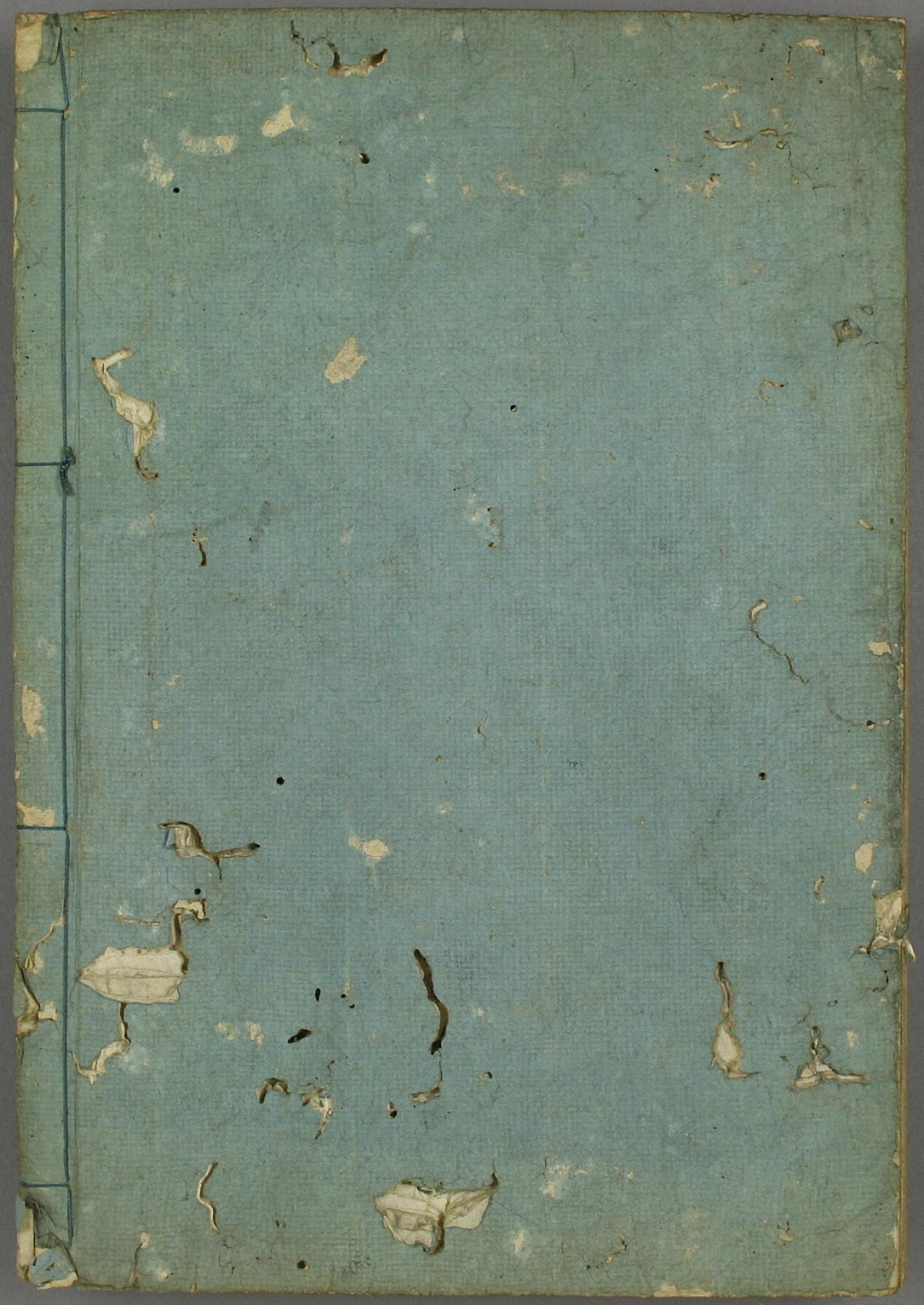
三好孝[illegible]